

ASI パフォーマンス 基準

第2版

2017年12月

アルミニウム管理イニシアチブ (ASI)

ASI はアルミニウムのバリューチェーンに関する非営利の標準化および認証機関である。

当団体のビジョンは、持続可能な社会に対するアルミニウムの貢献を最大化することである。

当団体のミッションは、アルミニウムの責任ある製造、調達および管理について認識し、協力して発展させていくことである。

当団体のバリューは、以下に示すものである。

- 全ての関連するステークホルダーグループの代表者の参加を促進および実現することにより、当団体の業務および意思決定プロセスを開かれたものにすること。
- 鉱山から下流のユーザーまで、すなわちボーキサイト、アルミナ、アルミニウムのバリューチェーン全体にわたる理解を促進すること。

全般的な問い合わせ先

ASI はこの文書に関する質問やフィードバックを歓迎する。

Email : info@aluminium-stewardship.org

電話 : +61 3 9857 8008

郵便 : PO Box 4061, Balwyn East, VIC 3103, AUSTRALIA

ウェブサイト : www.aluminium-stewardship.org

免責事項

この文書は、ASI 定款、または適用される国、州、地方自治体の法律、規則または本文書に含まれる事項に関するその他の要請による要求事項を置換する、抵触する、またはその他の方法で変更することを意図するものではなく、またそれを実施するものでもない。この文書は、一般的な指針のみを示すものであり、本文書に含まれる事項に関する完全かつ権威ある言明とみなしてはならない。ASI 文書は随時更新されており、ASI ウェブサイトに掲載されたバージョンは、それ以前のあらゆる他のバージョンに優先する。

ASI の公用語は英語である。ASI は、さまざまな言語で翻訳を用意することを目指しており、これらは ASI ウェブサイトに掲載される予定である。各言語版の間に不一致がある場合は、公用語版の参照を優先するものとする。

ASI パフォーマンス基準

目次

はじめに	5
A. 背景	5
B. 目的	5
C. 適用範囲	6
D. ステータスおよび発効日	6
E. 基準開発	6
F. 適用	7
G. 認証	8
H. サポート文書	9
I. レビュー	9
J. 影響の測定	9
K. この基準の読み方	9
ASI パフォーマンス基準	12
A. ガバナンス（セクション 1～4）	12
1. 企業の倫理性.....	12
2. 方針およびマネジメント.....	12
3. 透明性.....	13
4. 素材管理.....	13
B. 環境（セクション 5～8）	14
5. 温室効果ガス排出.....	14
6. 排出、流出、廃棄.....	15
7. 水の管理.....	16
8. 生物多様性.....	17
C. 社会（セクション 9～11）	17
9. 人権.....	17
10. 労働者の権利.....	19
11. 労働安全衛生.....	21

用語集	22
-----------	----

はじめに

A. 背景

アルミニウム管理イニシアチブ（Aluminium Stewardship Initiative：ASI）は、非営利のマルチステークホルダー団体であり、アルミニウムのバリューチェーンのための独立した第三者認証プログラムを運営するために存在している。ASI「認証」プログラムは、次に示す2つの任意標準に対する保証を提供することを主な目標としている。ASI パフォーマンス基準（Performance Standard）およびASI 加工・流通過程の管理基準（Chain of Custody（CoC）Standard）

ASI パフォーマンス基準（この「基準」）は、アルミニウムのバリューチェーンにおける持続可能性の問題に対処することを目的として、環境、社会、およびガバナンスの原則および個別基準を定義する。「製造および加工」ならびに「産業ユーザー」のメンバーシップクラスに属する「ASI メンバー」は、ASI「認証」プログラム開始後2年またはASI 加入後2年のいずれか遅い時期までに、少なくとも1つの「施設」についてASI パフォーマンス基準に対する認証を受ける必要がある。

ASI 加工・流通過程の管理（CoC）基準は、ASI パフォーマンス基準を補完するもので、「ASI メンバー」による適用は任意である。CoC 基準は、ASI「アルミニウム」を含む CoC 素材の加工・流通過程の管理を確立するための要求事項を規定する。ASI「アルミニウム」は、バリューチェーンを通じて生産され加工されて、さまざまな下流分野に提供される。詳細については、aluminium-stewardship.org を閲覧されたい。

B. 目的

ASI「認証」プログラムは、アルミニウムの責任ある製造、調達、管理に関する独立した保証を提供するために、ASI パフォーマンス基準の理解を促進し支援することを目指している。

このパフォーマンス基準は、以下に示す事項によって責任あるサプライチェーンを支援することを目指している。

- 環境、社会、およびガバナンスのパフォーマンスに関するアルミニウムのバリューチェーンについて共通の基準を提供すること。
- ASI「認証」に必要な客観的なエビデンスを提供するために、独立した監査を実施できる要求事項を確立すること。
- アルミニウムに対する消費者とステークホルダーの信頼を強化し促進すること。
- 金属サプライチェーンにおける責任ある製造、調達、および素材管理イニシアチブの確立および改善のための幅広い参考資料として役立つこと。

C. 適用範囲

ASIパフォーマンス基準は、アルミニウムのバリューチェーンに参加する「事業体」および「施設」が、環境、社会、およびガバナンスの持続可能性に対応するための要求事項を規定する。この「基準」では、以下に示す側面を全て対象とする。

ガバナンス

1. 企業の倫理性
2. 方針およびマネジメント
3. 透明性
4. 素材管理

環境

5. 温室効果ガス排出
6. 排出、流出、廃棄
7. 水の管理
8. 生物多様性

社会

9. 人権
10. 労働者の権利
11. 労働安全衛生

特に、ASIパフォーマンス基準の第1版（2014年）では、アルミニウムのバリューチェーンにおいて、重要な持続可能性への影響として、以下に示す5つの事項が特定されていた。

- アルミナ精製およびアルミニウム製錬での温室効果ガス排出
- ボーキサイト残渣、使用済みポットライニング（SPL）、アルミナ精製、製錬、アルミニウム再溶解／精製および鋳造によるロス
- ボーキサイト採掘における生物多様性マネジメント
- ボーキサイト採掘、アルミナ精製、およびアルミニウム製錬における先住権
- 半製品、材料加工、アルミニウム再溶解／精製またはアルミニウムを含有する消費者向け／民生用製品の製造もしくは販売に関わる事業体における素材管理

ジェンダーについても、分野横断的な問題として認識されていた。

D. ステータスおよび発効日

本書はASI基準委員会によって承認されたASIパフォーマンス基準第2版であり、2017年12月12日にASI「基準」として採用された。第2版は、発行された日から効力を発生し、この版がASI「認証」に使用される。

E. 基準開発

この「基準」の開発は、正式かつ透明性の高いマルチステークホルダープロセスによって支えられてきた。ASIは、この「基準」に貢献した多数の個人および組織によって提供された時間、専門知識、貴重な情報提供に対して深く感謝する。

パフォーマンス基準第1版は、IUCNによる調整の下にASI基準策定グループ（Standards Setting Group：SSG）によって開発され、2014年の2回にわたるパブリックコメント期間で支持され、2014年12月に発行された。

パフォーマンス基準第2版は、ASI基準委員会の下で小規模改訂として開発され、1回のパブリックコメント期間および2017年のASIによるパイロットプログラムで支持された。この小規模改訂の目的は、2015年から2017年に開発された幅広いASIプログラムにパフォーマンス基準を取り込むこと、「ガイダンス」開発時およびパイロット実施時に発生した明確化の問題に対応することである。「基準」の第1版から第2版への主な変更点を以下に示す。

- ASIスタイルガイドに従ったレイアウト
- 『はじめに』を更新
- 用語集を拡張し、定義された用語を一貫して使用
- 一部の個別基準をサブセクションに分けて再構成し、監査可能性を強化
- 一部の個別基準で言葉遣いおよび意図について軽微な明確化
- この「基準」第1版が2014年末に発行された後に開発されたサポート文書およびプロセスへの参照（この「基準」に対する「ガイダンス」も含む）

ASIはISEAL Code of Good Practice for Setting Social and Environmental Standards（社会環境基準設定のための適正実施規範）（2014年）に従って基準開発を実施することを目指している。ASIの「基準」開発プロセスの詳細については、以下に示すウェブサイトで見ることができる。

<http://aluminium-stewardship.org/standard-setting-process/activities-and-plans/>

F. 適用

「製造および加工」ならびに「産業ユーザー」のメンバーシップクラスに属するASI「メンバー」は、ASI認証プログラム開始後2年またはASI加入後2年のいずれか遅い時期までに、少なくとも一部の事業について、適用される要求事項に対してASIパフォーマンス基準「認証」を受ける必要がある。これらの「メンバー」は、パフォーマンス基準「認証」の価値を高めるため、加工・流通過程の管理基準「認証」も受けることが奨励されている。

ASIパフォーマンス基準は、以下に示すさまざまなサプライチェーン活動に従事する「事業体」に適用される。

サプライチェーン活動	パフォーマンス基準での個別基準の適用性										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
「ボーキサイト採掘」											
「アルミナ精製」											
「アルミニウム製錬」											
「アルミニウム再溶解／精製」											
「鋳造工場」											
「半製品」											

「材料加工」 (「製造および加工」)											
「材料加工」 (「産業ユーザー」)											
「アルミニウム」を含む製品その他の製造または販売											

着色について：

緑に着色された個別基準は、サプライチェーン活動に一般的に適用可能なものであり、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる。

それぞれの個別基準に関するより具体的な適用性の説明は、パフォーマンス基準ガイダンスの各章に記載されている。「事業体」の「認証範囲」の決定に関する詳細情報については、ASI 保証マニュアルを参照されたい。

この「基準」は関心を持つ全てのユーザーが自由に利用できるが、ASI「認証」については、「ASI認定監査人」による適合性の検証に基づいて、ASI「メンバー」またはASI「メンバー」の「支配」下にある「事業体」に対してのみ与えられるものである。

G. 認証

ASIパフォーマンス基準は、「ASI認定監査人」が、ASI「認証」を与える目的で「事業体」の適合性を検証する際に利用するために策定されたものである。

「事業体」の「認証範囲」は、「認証」を求める「事業体」によって定義される。ASI「認証」のステップは、ASI保証マニュアルに述べられている。その概要を以下に示す。

- 「事業体」が「ASI認定監査人」による「認証監査」について、準備を整えて要請する。
- 「監査人」は、「認証監査」において、「事業体」がパフォーマンス基準に適合したシステムを実施していることを検証する。不適合が発見されると、「事業体」はそれに対応するよう指示される。
- 監査報告に基づいて、ASIは最大3年間有効な「認証」を発行することができる。ASIは、全ての監査報告の完全性と透明性をレビューし、必要があれば、「認証」を発行する前に「監査人」に確認する。
- 12～18ヵ月以内に、「監査人」は「認証」された「事業体」の「サーベイランス監査」を実施して、システムが有効に機能していることを検証する。「認証監査」中に発見されたあらゆる軽微な不適合は、「サーベイランス監査」の前に対応されていなければならない。
- 3年の「認証」期間が経過した後、「認証」を更新するためには、「認証監査」が必要である。さらに12～18ヵ月以内に「サーベイランス監査」が実施される。

H. サポート文書

以下に示す文書は、パフォーマンス基準の施行に役立つサポート情報を提供するものである。

- ASIパフォーマンス基準 - 基準ガイダンス
- ASI保証マニュアル
- ASIクレームガイド

ASI保証プラットフォームは、「メンバー」および「監査人」が文書にアクセスし、認証プロセスを円滑化するポータルを提供するために用意されたものである。

I. レビュー

ASIは、この「基準」について、最初の発行から5年後となる2022年までに、または必要があればそれ以前に、正式なレビューに着手する。改訂または明確化の提案は、関係者がいつでも提出することができる。ASIはその提案を文書化して、次のレビュープロセスにおいて考慮する。ASIは、ステークホルダーおよび「メンバー」と継続的に協力して、これらの基準が適切かつ達成可能であるように万全を期する。

J. 影響の測定

ASI 監視および評価（Monitoring and Evaluation（M&E））プログラムは、ASI「認証」の影響を評価するために策定されたものである。影響とは、持続可能性の分野における長期的な変化である。持続可能性は、この「基準」の対象であり、また、基準プログラムを理解し実証する上で重要である。ASI の M&E プログラムは、短期的および中期的な変化を測定することにより、その長期的な影響への寄与を理解し、また、ASI「認証」プログラムの改善方法を確認するものである。

このプログラムの開発および施行にあたって、ASI は、ISEAL Code of Good Practice for Setting Social and Environmental Standards（社会環境基準設定のための適正実施規範）（2014 年）に準拠することを目指している。ASI は、営業上の機微情報を扱う場合は、ASI の反トラスト遵守方針および秘密保持方針に拘束される。これらの方針は、ASI のウェブサイト <https://aluminium-stewardship.org/about-asi/legal-finance-policies/> で閲覧可能である。

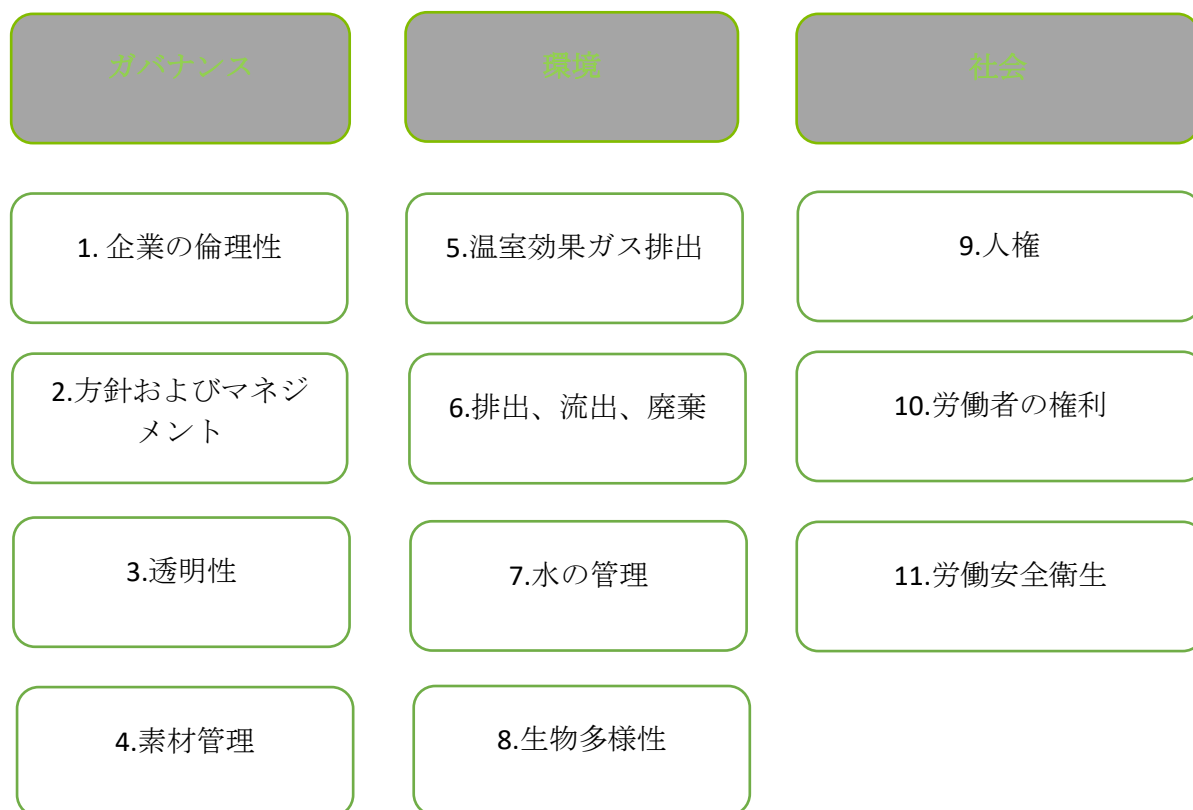
K. この基準の読み方

以下の事項に注意されたい。

- ASIパフォーマンス基準は、11のセクションがあり、3つのパート（「ガバナンス」、「環境」、「社会」）にまとめられている。
- 斜体の文字は、各セクションの原則を示しているが、規範となるものではない。
- 監査対象となる個別基準には、各セクションの中で番号が付けられている（例えば『1.1』）。

- 日本語版においてカギカッコで囲んだ一般的用語および頭字語（例えば「事業体」）は、この文書の末尾にある**用語集**で定義されている。

3つのパート、11のセクションは以下に示すようにグループ分けされる。



ASI パフォーマンス基準

A. ガバナンス（セクション1～4）

1. 企業の倫理性

原則：「事業体」は、高いレベルの倫理性と遵法精神をもってその事業を遂行しなければならない。

- 1.1 **法令遵守。**「事業体」は、「適用法令」を確実に遵守し、その意識を維持するシステムを施行しなければならない。
- 1.2 **不正行為防止。**「事業体」は、「適用法令」および一般的な国際標準に従って、「強要」や「贈収賄」など、あらゆる形態の不正行為に反対しなければならない。
- 1.3 **行動規範。**「事業体」は、環境、社会、およびガバナンスのパフォーマンスに関する原則を含む「行動規範」または同様の手段を施行しなければならない。

2. 方針およびマネジメント

原則：「事業体」は、環境、社会、およびガバナンスのプロセスの健全なマネジメントに尽力しなければならない。

- 2.1 **環境、社会、およびガバナンスの方針。**「事業体」は以下に示す事項を実施しなければならない。
 - a. この「基準」に示された環境、社会、およびガバナンスに関するプラクティスと整合性のある、総合的または個別の「方針」を施行し維持すること。
 - b. トップマネジメントの承認を受け、リソースの提供を通じた支援および「方針」の定期的なレビューを受けること。
 - c. 組織内に向けて、また、必要に応じて組織外に「方針」を知らせること。
- 2.2 **リーダーシップ。**「事業体」は、この「基準」の要求事項への適合を確保するための全体的な責任と権限を持った「マネジメント代表者」を少なくとも1名任命しなければならない。
- 2.3 **環境および社会のマネジメントシステム。**「事業体」は、以下に示す項目について、総合的または個別に文書化し施行しなければならない。
 - a. 環境マネジメントシステム
 - b. 社会マネジメントシステム
- 2.4 **責任ある調達。**「事業体」は、環境、社会、およびガバナンスの問題を対象を含む、責任ある調達「方針」を施行しなければならない。
- 2.5 **影響評価。**「事業体」は、新しいプロジェクトに対して、または既存施設での大きな変更に対して、環境、社会、文化、および「人権」に関する「影響評価」（ジェンダー分析を含む）を実施しなければならない。

- 2.6 **緊急事態対応計画。**「事業体」は、影響を受ける可能性のあるステークホルダーグループ、例えば「コミュニティ」、「労働者」、その代表者、関係機関と協力して、サイトごとに緊急事態対応計画を策定しなければならない。
- 2.7 **合併および買収。**「事業体」は、合併および買収のための「デューデリジェンス」プロセスにおいて、環境、社会、およびガバナンスの問題をレビューしなければならない。
- 2.8 **閉鎖、廃止措置、および売却。**「事業体」は、閉鎖、廃止措置、および売却のための計画プロセスにおいて、環境、社会、およびガバナンスの問題をレビューしなければならない。

3. 透明性

原則：「事業体」は、国際的に認められた報告基準に従って透明性を確保しなければならない。

- 3.1 **持続可能性報告書。**「事業体」は、ガバナンスのアプローチ、および環境、社会、ならびに経済に対する重大な影響を公開しなければならない。
- 3.2 **違反および法的責任。**「事業体」は、「適用法令」を遵守しなかったことによる重大な罰金、判決、刑罰、および非金銭的制裁に関する情報を公開しなければならない。
- 3.3 **政府への支払い。**
 - a. 政府への支払いを「事業体」が行う、または代理人に行わせるのは、法令または契約に基づく場合のみでなければならない。
 - b. 「ボーキサイト採掘」に従事する「事業体」は、既存の監査および保証システムに基づいて、政府への支払いを公開しなければならない。
- 3.4 **ステークホルダーの苦情、抗議、および情報請求。**「事業体」は、その事業に関するステークホルダーの苦情、抗議、情報請求への対応に適した、アクセス可能で透明性があり、理解可能で、文化およびジェンダーに配慮した「苦情解決制度」を施行しなければならない。

4. 素材管理

原則：「事業体」は、その事業の中で、さらにはバリューチェーンの中で、ライフサイクルの視点を持ち、資源の効率化、「アルミニウム」の回収およびリサイクルを推進することに尽力しなければならない。

- 4.1 **環境ライフサイクルアセスメント。**
 - a. 「事業体」は、「アルミニウム」を考慮した、または使用した重要な製品ラインについて、ライフサイクル影響評価を実施しなければならない。
 - b. 顧客の要求がある場合、「事業体」は、その「アルミニウム」（を含有する）製品に関する、適切なゆりかごからゲートまで（原料入荷から製品出荷まで）の「ライフサイクルアセスメント（LCA）」情報を提供しなければならない。

- c. 「LCA」に関するあらゆる広報は、「LCA」情報に対する公開アクセス、およびその基礎となる前提条件、例えばシステム境界などを含まなければならない。
- 4.2 **製品設計。**「半製品」、「材料加工」、または「アルミニウム」を含有する消費者向け／民生用製品の製造または販売に関わる「事業体」は、最終製品の環境ライフサイクルへの影響を含めた持続可能性を強化するための明確な目標を、製品または部品の設計および開発プロセスに取り入れなければならない。
- 4.3 **アルミニウムプロセススクラップ。**
 - a. 「事業体」は、その事業において「アルミニウムプロセススクラップ」の発生を最小化しなければならない。発生する場合には、スクラップの100%を回収、リサイクル、または再利用することを目指すなければならない。
 - b. 「事業体」は、リサイクルにおいて「アルミニウム」合金およびグレードの分別に努めなければならない。
これらの個別基準は、「ボーキサイト採掘」および「アルミナ精製」には適用しない。
- 4.4 **寿命終了時の製品回収およびリサイクル。**
 - a. 「事業体」は、具体的なタイムライン、活動、および目標を含む、リサイクル戦略を施行しなければならない。
 - b. 「事業体」は、地元の、地域の、または全国的な回収およびリサイクルシステムに参加して正確な測定を支援し、また、それぞれの市場において「アルミニウム」を含有する自社製品のリサイクル率を上昇させる活動に参加しなければならない。
これらの個別基準は、「アルミニウム」を含有する製品について、「ライフサイクルアセスメント」での比較において、素材のリサイクルが環境にとって最良の選択肢ではないことが証明される場合には適用されない。

B. 環境（セクション5～8）

5. 温室効果ガス排出

原則：国連の気候変動枠組み条約の下で確立した最終的な目標を認識して、「事業体」は、地球全体の気候に対する影響を緩和するために、ライフサイクルの観点から「温室効果ガス（GHG）」排出を減少させることに尽力しなければならない。

- 5.1 **GHG排出およびエネルギー利用の開示。**「事業体」は、重要な「GHG」排出および燃料別のエネルギー利用について1年ごとに公開することを考慮しなければならない。
- 5.2 **GHG排出削減。**「事業体」は、期限を定めた「GHG」排出削減目標を公表し、その目標を達成するための計画を施行しなければならない。その目標は、「直接GHG排出」および「間接GHG排出」の重要な発生源を対象としていなければならない。
- 5.3 **アルミニウム製錬。**「アルミニウム製錬」に従事する「事業体」は、以下に示す事項を実施しなければならない。
 - a. 必要とされる「マネジメントシステム」、評価手順、および「直接GHG排出」を制限するための事業管理を施行していると証明すること。

- b. 2020年まで（同年を含む）に稼働している「アルミニウム」製錬業者は、アルミニウム製造によるスコープ1およびスコープ2の「GHG」排出量が「アルミニウム」1トン当たりCO₂換算8トン未満のレベルであると2030年までに証明すること。
- c. 2020年よりも後に稼働を開始する「アルミニウム」製錬業者は、アルミニウム製造によるスコープ1およびスコープ2の「GHG」排出量が「アルミニウム」1トン当たりCO₂換算8トン未満のレベルであると証明すること。

6. 排出、流出、廃棄

原則：「事業体」は、人間の健康および安全への悪影響の可能性または環境への悪影響の可能性のある排出および流出を最小化し、また、廃棄物ミティゲーションヒエラルキーに従って廃棄物を管理しなければならない。

- 6.1 **大気への排出。**「事業体」は、人間または環境に悪影響のある「大気への排出」を定量化して報告し、また、その悪影響を最小化する計画を施行しなければならない。
- 6.2 **水への放出。**「事業体」は、人間または環境に悪影響のある「水への放出」を定量化して報告し、また、その悪影響を最小化する計画を施行しなければならない。
- 6.3 **流出および漏洩の評価およびマネジメント。**
 - a. 「事業体」は、「流出および漏洩」によって大気、水、または土壌が汚染される恐れのある、事業の主要リスク領域について評価を実施しなければならない。
 - b. この評価完了後、「事業体」は、その「流出および漏洩」を防止および検出するため、マネジメントおよび外部コミュニケーション計画、コンプライアンス管理、および監視プログラムを施行しなければならない。
- 6.4 **流出の報告。**
 - a. 「事業体」は、重大な「流出」の規模、種類、影響の可能性について、事故発生後直ちに、影響を受ける関係者に開示しなければならない。
 - b. 「事業体」は、「流出」の「影響評価」および実施した修復活動を公開し、また、1年ごとに公開報告しなければならない。
- 6.5 **廃棄物マネジメントおよび報告。**
 - a. 「事業体」は、「廃棄物ミティゲーションヒエラルキー」に従って策定された廃棄物マネジメント戦略を施行しなければならない。
 - b. 「事業体」は、「事業体」によって生成される「有害廃棄物」および「非有害廃棄物」の量、ならびにその「廃棄物」処分方法を1年ごとに公開しなければならない。
- 6.6 **ボーキサイト残渣。**「アルミナ精製」に従事する「事業体」は、以下に示す事項を実施しなければならない。
 - a. 「ボーキサイト残渣」および浸出液の環境への放出を効果的に防止できる方法で貯蔵領域を設置すること。
 - b. 「ボーキサイト残渣」貯蔵施設の完全性を確保するために、定期的に確認および管理（第三者により実施されるものを含む）を実施すること。

- c. 環境への影響を最小化するために、「ボーキサイト残渣」貯蔵施設からの水の放出を管理し中和すること。
 - d. 「ボーキサイト残渣」を海洋および水環境に放出しないこと。
 - e. 「ボーキサイト残渣」貯蔵または「ボーキサイト残渣」再利用に関する最新技術を優先して、「ボーキサイト残渣」貯水池撤去のためのタイムラインおよびロードマップを策定すること。2020年よりも後に製造を開始する全ての「アルミナ精製」施設は、「ボーキサイト残渣」貯蔵または「ボーキサイト残渣」再利用に関する最新技術のみを使用しなければならない。
 - f. 「アルミナ精製」施設の閉鎖後には、「ボーキサイト残渣」領域を修復して、将来の環境汚染のリスクを十分に軽減できる状態にすること。
- 6.7 **使用済みポットライニング (SPL)。**「アルミニウム製錬」に従事する「事業体」は、以下に示す事項を実施しなければならない。
- a. 「SPL」または浸出液の環境への放出を防止できるように「SPL」を貯蔵および管理すること。
 - b. 「SPL」から炭素および耐火材料を回収およびリサイクルするためのプロセスを最適化すること。
 - c. 環境に悪影響を及ぼす可能性がある場所に「未処理SPL」を埋め立て処分しないこと。
 - d. 処理済みの「SPL」または貯蔵されている「SPL」の埋め立て処分に代わる選択肢について、少なくとも1年ごとにレビューすること。
 - e. 「SPL」を海洋または水環境に放出しないこと。
- 6.8 **ドロス。**「アルミニウム再溶解／精製」に従事する、または「鑄造工場」を運営する「事業体」は、以下に示す事項を実施しなければならない。
- a. 「ドロス」および「ドロス」残留物の処理によって「アルミニウム」の回収を最大化すること。
 - b. 処理済み「ドロス」残留物のリサイクルを最大化すること。
 - c. 「ドロス」残留物の埋め立て処分に代わる選択肢について、定期的にレビューしていると証明すること。

7. 水の管理

原則：「事業体」は、水資源管理を支援するために、責任ある水の取り入れ、利用、および管理を行わなければならない。

- 7.1 **水の評価。**「事業体」は以下に示す事項を実施しなければならない。
- a. 水源と種類ごとに、取水および利用場所を特定し地図に表示すること。
 - b. 「施設」の「影響範囲」にある「水流域」での水に関連するリスクを評価すること。
- 7.2 **水マネジメント。**「事業体」は以下に示す事項を実施しなければならない。
- a. 個別基準7.1で特定された重大なリスクに対応するための期限を定めた目標を含む、水マネジメント計画を施行すること。
 - b. その計画の有効性を監視すること。
- 7.3 **水の利用およびリスクの開示。**「事業体」は、水の取り入れおよび利用を報告し、また重大な水関連のリスクを開示しなければならない。

8. 生物多様性

原則：「事業体」は、エコシステム、生息地、および種を保護するために、ミティゲーションヒエラルキーに従って生物多様性への影響を管理しなければならない。

- 8.1 **生物多様性評価。**「事業体」は、「事業体」の「影響範囲」での土地利用および活動で発生する生物多様性に対する影響のリスクおよび重大性を評価しなければならない。
- 8.2 **生物多様性マネジメント。**
 - a. 「事業体」は、個別基準8.1で特定された重大な影響に対応するための期限を定めた目標を含む「生物多様性行動計画」を施行しなければならない。
 - b. 「生物多様性行動計画」は、協議を基本とするものであり、また、「生物多様性ミティゲーションヒエラルキー」に従って策定されなければならない。
 - c. 生物多様性の達成状況は、ステークホルダーと共有され、一般に公開され、定期的に更新されなければならない。
- 8.3 **外来種。**「事業体」は、生物多様性に重大な悪影響を及ぼす可能性のある「外来種」を偶然に、または故意に持ち込むことを積極的に防止しなければならない。
- 8.4 **世界遺産『立入禁止』の取り組み。**「ボーキサイト採掘」に従事する「事業体」は、以下に示す事項を実施しなければならない。
 - a. 「世界遺産」において新しい鉱山を探索または開発しないこと。
 - b. 「世界遺産」における既存の事業および「世界遺産」に隣接する既存または将来の事業が、これらの資産が選定された理由である世界的に優れた価値と対立せず、これらの資産の完全性をリスクにさらさないことを確保するために、あらゆる可能な措置を講じること。
- 8.5 **鉱山リハビリテーション。**「ボーキサイト採掘」に従事する「事業体」は、以下に示す事項を実施しなければならない。
 - a. 鉱山閉鎖計画プロセスにおいて主要なステークホルダーとの参加型プロセスを通じて合意された結果を達成するために、利用可能な最高の技術を使って、採掘活動で阻害または占有された環境のリハビリテーションを行うこと。
 - b. リハビリテーションおよび鉱山閉鎖の要求事項に適合する十分なリソースを利用できるようにするための資金を用意すること。

C. 社会（セクション9～11）

9. 人権

原則：「事業体」は、その事業によって影響を受ける個人および集団の人権を尊重し、支援しなければならない。「事業体」は、人権に対する悪影響を及ぼす可能性について、人権に関する国際文書と整合性のある方法で、評価、防止、および是正するために適切な行動をとらなければならない。

- 9.1 **人権デューデリジェンス。**「事業体」は、「人権」を尊重し、その規模および状況に適した方法で、国連のビジネスと人権に関する指導原則を遵守しなければならない。最低限の事項を以下に示す。
- a. 「人権」尊重に関する「方針」公約。
 - b. 「人権」に対する現実の影響および潜在的な影響について、特定、防止、軽減し、また、対応方法を説明する「人権デューデリジェンス」プロセス。
 - c. 「事業体」が「人権」に対する悪影響を発生させたこと、または発生に寄与したことを認識した場合には、合法的なプロセスを通じて、その是正措置を提供し、または是正に協力しなければならない。
- 「先住民」が関与する場合には、FPIC（個別基準9.4）が適用されることがある。
- 9.2 **女性の権利。**「事業体」は、国連の『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）』などの国際標準に従って、女性の権利および利益の尊重を確保するための「方針」およびプロセスを施行しなければならない。
- 9.3 **先住民。**「事業体」は、「ILO条約」第169号（先住民および種族民条約）および先住民族の権利に関する国連宣言などの国際標準に従って、先住民の権利および利益の尊重を確保するための「方針」およびプロセスを施行しなければならない。
- この個別基準は、先住民またはその土地、領土、資源の存在が確認されている場合に適用される。
- 9.4 **自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）。** 関連する土地の「先住民」の文化と生活に対して、新しいプロジェクト、または既存プロジェクトの大きな変更が重大な影響を及ぼす恐れがある場合には、特に鉱物、水、またはその他の資源の開発、利用、または採掘に関連して、彼らの土地または領土、およびその他の資源に影響を及ぼすあらゆるプロジェクトについて、彼らの自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意を得るために、「事業体」は、彼らの代表機関を通じて当該「先住民」と誠意をもって協議し、協力しなければならない。
- この個別基準は、先住民またはその土地、領土、資源の存在が確認されている場合に適用される。
- 9.5 **文化のおよび宗教的遺産。**「事業体」は、影響を受ける「コミュニティ」と協議の上、協力しながら「事業体」の「影響範囲」にある宗教的または文化的遺産の場所および価値を確認し、影響の回避または修復のために、および当該場所または価値にアクセスする権利を引き続き確保するために、適切な行動をとらなければならない。
- 「先住民」の宗教的または文化的遺産の場所または価値が影響を受ける恐れがある場合には、FPICに関する個別基準9.4が適用される。
- 9.6 **再定住。**
- a. プロジェクト策定にあたる「事業体」は、環境的、社会的、財務的な費用と便益のバランスを取り、さらに、女性を含む貧困層および弱者に対する影響に特に注意しながら、物理的または経済的な移転を回避または最小化するための実現可能な代替案を考慮しなければならない。
 - b. 物理的な移転が回避できない場合には、「事業体」は、影響を受ける人々と協議し協力して、少なくとも、「IFC」パフォーマンス基準5（用地取得および非自発的住民移転）で適用される要求事項に対応し、かつ、影響を受ける人数にかかわらず「適用法令」を遵守した形で、「再定住行動計画」を策定しなければならない。

これらの個別基準は、ASI入会以降の期間に検討される、もしくは発生する、または前回の「監査」以降の変化により発生する、または「認証」期間内に発生が予想される、再定住に適用される。「先住民」が関与する場合には、FPICに関する個別基準9.4も適用される。

9.7 地元コミュニティ。

- a. 「事業体」は、地元「コミュニティ」の土地、生活、および天然資源の利用について、彼らの法的または慣習上の権利および利益を尊重しなければならない。
- b. 「事業体」は、その活動によって生じる、地元「コミュニティ」の生活へのあらゆる悪影響を防止および対応するために適切な手段を講じなければならない。
- c. 「事業体」は、地元「コミュニティ」と共に、彼らの生活を尊重し支援する機会を探らなければならない。

これらの個別基準は、個別基準9.1の一部として実施された「人権デューデリジェンス」の結果において、地元「コミュニティ」に影響を及ぼす問題の存在が確認された場合に適用される。

9.8 紛争地域および高リスク地域。「事業体」は、「紛争地域および高リスク地域」において、武力紛争または「人権」侵害に関与してはならない。

9.9 警備プラクティス。「事業体」は、公共および民間の警備提供者との関与において、一般に認められた基準およびグッドプラクティスに従って、人権を尊重しなければならない。

10. 労働者の権利

原則：「事業体」は、適正な労働および労働者の人権を支持し、ILO中核条約およびその他の関連する「ILO条約」に従って、尊厳と敬意をもって彼らを処遇しなければならない。

10.1 結社の自由および団体交渉権。

- a. 「事業体」は、「ILO条約」第87号および第98号に従って、「労働者」が自由に「労働組合」を結成する権利、干渉されずに代表を選び「労働者」評議会に加入する権利を尊重しなければならない。
- b. 「事業体」は、労働者の団体交渉権を尊重し、誠意をもってあらゆる団体交渉プロセスに参加し、団体交渉協定が存在する場合にはその協定を遵守しなければならない。
- c. 「適用法令」によって結社の自由および団体交渉権が制限されている国で事業を行う「事業体」は、「適用法令」で認められた「労働者」組織の代替手段を支持しなければならない。

10.2 児童労働。「事業体」は、「ILO条約」第138号および第182号で定義された「児童労働」を利用し、またはその利用を支援してはならない。また、「事業体」は、関連する国内法および国際法を遵守しなければならない。

- a. 基本的な最低労働年齢は15歳であること。
- b. 「危険有害児童労働」に関与し、またはそれを支援しないこと。
- c. 「最悪の形態の児童労働」に関与し、またはそれを支援しないこと。

10.3 強制労働。「事業体」は、「ILO条約」第29号およびその条約に付属する2014年の議定書ならびに「ILO条約」第105号で定義された「強制労働」を利用し、またはそ

の利用を支援してはならない。「事業体」は、以下に示す事項を実施してはならない。

- a. 直接、またはいかなる職業紹介所もしくは人材派遣業者を通じて、「人身取引」に関与し、またはそれを支援すること。
- b. 直接または職業紹介所もしくは人材派遣業者を通じて、あらゆる形態での預り金、採用料または機材前払金を労働者に要求すること。
- c. 「移住労働者」に対して、いかなるときでも、宿泊預り金または保証金を要求すること。
- d. 「労働者」を借金によって束縛すること、または、借金を返済するために強制的に働かせること。
- e. 職場において、または現場内の住居において、「労働者」の移動の自由を不当に制限すること。
- f. 「労働者」の身分証明書、労働許可証、旅券、受講証明書の原本を保有すること。
- g. いかなるときでも、不利益を受けることなく、妥当な期間において予告した上で「労働者」が自らの雇用を終了する自由を拒否すること。

- 10.4 **差別禁止。**「事業体」は、均等な機会を確保しなければならない。また、「事業体」は、「ILO条約」第100号および第111号に従って、性別、人種、国民的もしくは社会的出身、宗教、障害、政治的所属、性的指向、婚姻状況、扶養状況、年齢、またはその他の差別を生じる可能性のある何らかの条件によって、あらゆる「労働者」の雇用、給料、昇給、教育、昇進の機会、または雇用終了において「差別」に関与し、またはそれを支援してはならない。
- 10.5 **コミュニケーションおよび雇用契約。**「事業体」は、労働条件ならびに職場および給料の問題解決に関して、報復、脅迫、またはハラスメントを心配することなく、「労働者」およびその代表者との開かれたコミュニケーションおよび直接の雇用契約を確保しなければならない。
- 10.6 **懲罰的慣行。**「事業体」は、「労働者」に対する体罰、精神的または身体的強要、ハラスメント、セクシャルハラスメントなどのジェンダーに基づく暴力、または暴言に関与し、またはその使用を容認してはならない。
- 10.7 **報酬。**「事業体」は以下に示す事項を実施しなければならない。
 - a. 生活できる賃金に対する「労働者」の権利を尊重し、所定労働時間に対して支払われる賃金は、少なくとも法定または業界の最低基準に常に適合し、「労働者」の基本的な要求を満たすのに十分であり、さらにいくつかの自由裁量所得が得られるようにすること。
 - b. 賃金の支払いは、定められた時期に法定通貨によって行われ、完全に文書化されていること。
- 10.8 **労働時間。**「事業体」は、労働時間（「時間外」労働時間を含む）、公休日、および年次有給休暇に関して、「適用法令」および業界基準を遵守しなければならない。

11. 労働安全衛生

原則：「事業体」は、全ての労働者および請負業者に安全かつ衛生的な労働環境を提供しなければならない。

- 11.1 **労働安全衛生（OH&S）方針。** 「事業体」は以下に示す事項を実施しなければならない。
 - a. トップマネジメントが承認し、リソースの提供を通じて支援する、「労働安全衛生」「方針」を施行し、伝達し、定期的にレビューすること。
 - b. 「事業体」が管理するあらゆる領域または活動に居合わせる全ての「労働者」および「訪問者」に対して、その「方針」を適用すること。
 - c. 労働安全衛生に関する「適用法令」、国際標準、および労働安全衛生に関する「ILO条約」（関連する場合には「ILO条約」第155号および第176号を含む）を遵守するという公約を「方針」に盛り込むこと。
 - d. 「労働者」には自分の労働における危険源および安全慣行を理解する権利があり、不安全な作業を拒否または中止する権限があることを「方針」に盛り込むこと。
- 11.2 **労働安全衛生マネジメントシステム。** 「事業体」は、適用される国内および国際標準に適合した「労働安全衛生」「マネジメントシステム」を文書として作成しなければならない。
- 11.3 **従業員の安全衛生への関与。** 「事業体」は、「労働者」が「労働安全衛生」の問題についてマネジメントに提起し、協議し、解決に関与できるように、合同安全衛生委員会などのしくみを「労働者」に提供しなければならない。
- 11.4 **労働安全衛生パフォーマンス。** 「事業体」は、遅行・先行情報を使って労働安全衛生パフォーマンスを評価し、可能であれば同業他社やベストプラクティスと比較し、継続的に改善するよう努めなければならない。

用語集

認定	「ASI 基準」への適合について監査および評価を実施する「監査人」の能力を確認すること。
外来種	過去または現在の自然な分布の外側から持ち込まれた種、亜種、またはより低位の分類。生存し、その後繁殖する可能性のある、当該種のあらゆる部分、配偶子、種子、卵、散布体を含む。（ Secretariat of the Convention on Biological Diversity, 2002 （生物多様性条約事務局、2002年））
アルミナ	酸化アルミニウム。ボーキサイト鉱石から精製されて、「アルミニウム製錬」の材料となる。
アルミナ精製	ボーキサイト鉱石から「アルミナ」を抽出するプロセス。一般的にはバイヤー法による。
アルミニウム	「アルミニウム」は、元素記号 Al で原子番号 13 の化学物質である。銀白色で、軟らかく、非磁性、延性のある金属である。「アルミニウム」は、地殻内で 3 番目に多い元素であり、最も多い金属である。純粋「アルミニウム」としても、また、他の金属（Mg、Si、Mn、Cu、Zn、Fe、Cr など）との合金としても利用可能である。 ASI 文書では、この金属を製造するために使われる原材料（ボーキサイト鉱石およびアルミナ）および「アルミニウム」合金についても、総称として「アルミニウム」と呼ぶことがある。ASI では金属「アルミニウム」を対象としており、アルミニウムを含有する他の形態の化合物は対象としない。
アルミニウムプロセススクラップ	「アルミニウム」を含む物質で、製造プロセスまたはそれに類似したものによる廃棄ストリームから外れたもの。（ISO14021:2016 から改変） この物質は、生成されたあらゆる場所において、必ずしも規制対象廃棄物ではないことに留意されたい。「アルミニウムプロセススクラップ」は、その物質が意図的に製造されたものでなく、最終用途に適していないもので、それを生成した同じプロセスで再利用できないものである場合には、ASI 加工・流通過程の管理基準において「プレコンシューマスクラップ」とみなされる可能性がある。
アルミニウム再溶解／精製	アルミニウムプロセススクラップおよび使用済みアルミニウム製品をリサイクルするプロセス。不要な元素または不純物を除去して二次アルミニウムの品質を改善するプロセスを含むことがある。
アルミニウム製錬	アルミニウム酸化物、すなわちアルミナからアルミニウムを抽出するプロセス。一般的にはホール・エルー法による。
適用法令	「事業体」が事業を行う国または複数の国において、関連する国際法または国、州、もしくは地方自治体の法令。これには、法律、規則、および法定政策が含まれるが、これに限定されるものではない。「適用法令」と ASI パフォーマンス基準の要求事項との間に不一致が生じた場合、「事業体」は、それが「適用法令」に違反する結果となる場合を除いて、より上位の基準に従うべきである。（ Responsible Jewellery Council - Code of Practices 2013 （責任ある宝飾協議会実施規範 2013）から改変）

影響範囲	以下に該当する事項によって影響を受ける可能性のある領域を包含する。 (a) 「事業体」の活動および施設（計画外であるが予測可能な開発によって生じる影響であって後日もしくは別の場所で発生する恐れがあるもの、またはプロジェクトによる生物多様性への間接的な影響もしくはコミュニティの生活が依存しているエコシステムサービスに対する間接的な影響が発生する場合を含む）。 (b) 関連施設。すなわち、「事業体」が管理していない施設であるが、他に理由がなければ建設または拡張されなかったはずのものであり、かつ、その施設がなければ「事業体」の活動が不可能であると思われるもの。 (c) 「事業体」の活動によって利用され、または直接に影響を受ける地域または資源に対して、他の既存の、またはリスクおよび影響の識別プロセスを実施した時点において、計画または合理的に定められている、開発によって発生する漸増的な影響が累積された影響。 (a) の例としては、プロジェクトのサイト、直接の空気流域および水流域、または輸送回廊（国際的な輸送経路）がある。また、間接的な影響としては、送電回廊、パイプライン、運河、トンネル、道路の移設および通行、地域の借用および使用、現場宿舎、ならびに土地の汚染（例：土壌、地下水、表流水、堆積物）がある。 (b) について、関連施設の例としては、港、ダム、鉄道、道路、自家発電所または送電線、パイプライン、ユーティリティ、倉庫、および物流ターミナルがある。 (c) について、累積された影響とは、科学的な懸念または影響を受けるコミュニティの懸念に基づいて、一般的に重要だと認識される影響に限定される。累積された影響の例としては、空気流域へのガス排出の漸増的寄与、複数箇所の取水による流域における水流の減少、流域における堆積物の増加、渡り鳥の経路または野生生物移動の阻害、コミュニティの道路における通行車両の増加による交通渋滞および事故の増加がある。（International Finance Corporation (IFC) Performance Standard 1 - Guidance Notes（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準1 - ガイダンスノート）から改変） 注： 「影響範囲」は、7.1（水の管理）、8.1（生物多様性）、および9.5（文化的および宗教的遺産）で、所定の「認証範囲」に対する「事業体」による影響評価およびリスク管理に関連して言及されている。 「影響範囲」における一部の活動および関連する影響／リスクは、「事業体」の「支配」下にあることがある。しかし、これらの個別基準で要求されている場合には、これらの影響およびリスクは、「事業体」によって評価されなければならない。また、実行可能であれば、軽減手段または制限を施行するべきである。 「事業体」の「影響範囲」の一部である関連施設であって、「事業体」の「支配」下にあるものは、「認証範囲」には含まれない。すなわち、「事業体」の「支配」下にある関連施設
------	--

	の活動および関連する影響／リスクは、「事業体」の適合性を判断するにあたって考慮されない。
生物多様性の価値が高い地域	複数の政府系および非政府系組織によって、生物多様性の特徴にとって重要であると認められた地域。これは、典型的には、陸上、水中、または海上において生物多様性の世界的な持続に著しく貢献し、保護すべき優先順位の高い生息地を含んでいる場所である（国連生物多様性条約の下で作成された生物多様性国家戦略および行動計画によって指定されていることが多い）。生物多様性の価値が高い地域を定める、国際的に認められた方法および基準の例を以下に示す。 Key Biodiversity Areas （重要な生物多様性地域）および High Conservation Value Areas （保護価値の高い地域）。
ASI	アルミニウム管理イニシアチブ（Aluminium Stewardship Initiative Ltd）（非営利法人）
ASI 認定監査人	ASI の客観的な選定基準に適合し、ASI「監査」を実行することを認定された、独立した第三者の立場にある人または組織。
ASI 苦情解決制度	ASI の基準策定プロセス、認証プログラム、監査人の行為、ならびに ASI の方針および手続に関する苦情について、公正かつ適時に客観的な解決を確保することを目指す。詳細はこちら。 http://aluminium-stewardship.org/asi-complaints-mechanism/
ASI メンバー	以下に示す 6 種類の ASI メンバーシップクラスのいずれかに属している事業体または事業体の集団。 - 製造および加工（ASI 認証の対象） - 産業ユーザー（ASI 認証の対象） - 市民団体 - 下流サポーター - 協会 - 総合サポーター このパフォーマンス基準において「メンバー」という用語を使用する場合、それは「製造および加工」または「産業ユーザー」クラスの「ASI メンバー」を意味している。
ASI 基準	ASI パフォーマンス基準（Performance Standard）および ASI 加工・流通過程の管理基準（Chain of Custody (CoC) Standard）。
監査	「ASI メンバー」の「ASI 基準」への適合性を確認する目的で、独立した第三者である「ASI 認定監査人」によって実施される評価。監査の種類としては、「認証監査」、「サーベイランス監査」および「再認証監査」がある。
監査人	ASI の客観的な選定基準に適合し、ASI「監査」を実行することを認定された、独立した第三者の立場にある人または組織。
ボーキサイト採掘	営利目的で地球からボーキサイトを採取すること。
ボーキサイト残渣	バイヤー法によってボーキサイト鉱石からアルミナを精製する際に発生する残留廃棄物。主に酸化鉄、酸化チタン、酸化ケイ素、および溶解しなかったアルミナで構成されており、さらに、ボーキサイトの原産国によって異なるさまざまなその他の酸化物も含んでいる。 (Bauxite Residue Management: Best Practice) （ボーキサイト残渣管理：ベストプラクティス）、IAI/EA、2015年、から改変）
生物多様性行動計画	生物多様性を保護または強化するための計画。 (Earthwatch, 2000) （アースウォッチ 2000）

生物多様性ミティゲーションヒエラルキー	生物多様性リスク管理を支援するためのツール。環境影響評価（EIA）で広く適用されている。以下に示すヒエラルキーのステップがある。回避、最小化、機能回復、修復、代償。 (Business Biodiversity and Offsets Programme (BBOP) & United Nations Environment Programme (UNEP) Finance Initiative, 2010) （ビジネスと生物多様性オフセットプログラム（BBOP）および国連環境計画（UNEP）金融イニシアチブ、2010年）から改変）
贈収賄	違法、非倫理的、または背任となる行為の誘因としての利益を提供、約束、贈与、受領、または要請すること。誘因としては、贈り物、融資、報酬、謝礼、またはその他の便益（税金、サービス、寄付、好意的な扱いなど）という形態をとる可能性がある。 (Transparency International Anti-Corruption Glossary) （トランスペアレンシーインターナショナル腐敗防止用語集）から改変）
鋳造工場	ここでは、通常は「液体金属」、固体金属またはその他の合金を原料として、溶解炉で溶融したアルミニウムを鋳造して、顧客の仕様に合致した特定の「鋳造製品」とする。または、溶融アルミニウムを「液体金属」として顧客に供給する。 「 鋳造製品 」は、ASI加工・流通過程の管理基準において、「アルミニウム」またはその合金で、インゴット、スラブ、バー、ビレット、ワイヤーロッド、またはその他の特殊製品の形態をとり、製造した「鋳造工場」およびユニークな識別番号を表示する物理的な刻印またはマーキングを製品に施し、または製品に添付したものと定義されている。
認証	「ASI認定監査人」が実施する「認証監査」の結果に基づいてASIが発行する証明であり、適用される「ASI基準」および文書化された「認証範囲」に対して必要な「適合性」のレベルが達成されていることを示す。
認証範囲	「認証範囲」は、「メンバー」によって定義されるもので、事業、「施設」、または「事業活動」のどの部分が「ASI認証」の対象となるかを規定する。「認証範囲」には3種類のアプローチがある。 ■ 事業レベル：「メンバー」企業全体、「メンバー」の子会社、または「メンバー」のビジネスユニットを対象とする。 ■ 施設レベル：「メンバー」の事業全体の一部分である、単一の「施設」または複数の「施設」を対象とする。 ■ 製品／プログラムレベル：単一の特定の製品／プログラムまたは複数の製品／プログラムを対象とする。
児童労働	児童から幼年時代、潜在能力、および尊厳を奪い、彼らの社会的、身体的、および精神的発達に有害な労働。児童にとって精神的、身体的、社会的、または道徳的に危険かつ有害であり、通学の機会を奪うことにより学校教育を阻害し、通常より早く学校教育を終えることを余儀なくさせ、または、通学と過度に長時間で過重な労働との両立を強いるような労働を言う。 (International Labour Organisation - What is Child Labour) （国際労働機関 - 児童労働とは）から改変） 「 危険有害児童労働 」とは、児童の健康、安全もしくは道徳を害する恐れのある性質を有する業務またはそのような恐れのある状況下で行われる業務である。（「ILO条約」第182号）ILO勧告第190号には、労働が「危険有害児童労働」であるかどうかを判断する際に以下の事項を考慮するべきだとしている。

	(a) 児童を肉体的、心理的または性的な虐待にさらす業務 (b) 坑内、水中、危険な高所または限られた空間で行われる業務。 (c) 危険な機械、設備および工具を用いる業務または重量物の手動による取り扱いもしくは運搬を伴う業務 (d) 不健康な環境で行われる業務（例えば、危険な物質、因子もしくは工程、または児童の健康を損ねるような温度、騒音水準、もしくは振動に児童をさらすようなもの） (e) 長時間の業務、夜間の業務または児童が不当に使用者の敷地に拘束される業務のような特に困難な条件の下での業務 「最悪の形態の児童労働」は、「ILO条約」第182号において以下のように定義されている。 (a) 児童の人身取引、負債による束縛、強制労働、および武力紛争における児童の使用等のあらゆる形態の奴隷制度。 (b) 売春、ポルノの製造またはわいせつな演技のために児童を使用し、あっせんし、または提供すること。 (c) 不正な活動、特に薬物の生産および取引のために児童を使用し、あっせんし、または提供すること。 (d) 児童の健康、安全もしくは道徳を害する恐れのある性質を有する業務またはそのような恐れのある状況下で行われる業務。
行動規範	組織の行動（最低限のコンプライアンスならびに組織、スタッフおよびその他の人員に対する懲罰を含む）に関する一連の期待および基準を規定する、原則および価値観の表明。（Transparency International Anti-Corruption Glossary（トランスぺアレンシーインターナショナル腐敗防止用語集）から改変）
団体交渉	使用者（または使用者団体）および労働組合（労働組合が存在しない場合は、自由意思により任命された労働者の代表者）が労働条件について交渉するプロセス。（ILO/IFC Better Work - Guidance Sheet - Freedom of Association（ILO/IFC ベターワーク - ガイダンスシート - 結社の自由）から改変）
コミュニティ	事業またはプロジェクトに地理的に近接した場所に所在する人々または地域社会、特に、物理的環境、健康または生活について、現実、または潜在的に、プロジェクトに関連する直接のリスクまたは悪影響を受ける人々または地域社会に対して一般的に適用される用語。特定の地域に住む人々または家族の集団について言うことが多い。場合によっては、共通の利害関係（水利組合、漁業、牧畜業、放牧業など）がある。共通の文化的小および歴史的伝統を持つことも多い。その一体感の度合いはさまざまである。（IFC Performance Standard 1 - Assessment and Management of Environmental and Social Risks and Impacts - Guidance Note（IFCパフォーマンス基準1 - 環境および社会へのリスクおよび影響の評価およびマネジメント - ガイダンスノート）から改変）
苦情解決制度	個人、「労働者」、「コミュニティ」または市民団体が、是正手段として、事業活動および操業に関する懸念事項を提起することができる正式なプロセス。（Human Rights and Grievance Mechanisms（人権および苦情解決制度）から改変）

遵守（「適用法令」の）	法務、事業、および財務に関する全ての活動が、現行の法律、規則、規範、規制、基準および一般市民の期待に適合していることを確保するための、組織内の手続、システム、または部署を言う。 （Transparency International Anti-Corruption Glossary（トランスペアレンシーインターナショナル腐敗防止用語集）から改変）
紛争地域および高リスク地域	武力紛争、犯罪ネットワークによるものを含む広範にわたる暴力、または広範にわたって深刻な危害が人に及ぶその他のリスクの存在が確認される地域。武力紛争の形はさまざま、国際的なものや非国際的なもの、2カ国以上が関与する場合、解放戦争が含まれるもの、または内乱や内戦などの場合がある。 高リスク地域は、紛争のリスクが高い地域や、OECDデューディリジェンスガイダンスの附属書IIの第1段落で定義された深刻で広範な人権侵害のリスクが高い地域である。 その人権侵害は以下に示すものである。 あらゆる形態の拷問、残虐、非人道的で品位を傷つける扱い。あらゆる形態の強制労働。最悪の形態の児童労働。広範な性的暴力など、その他の著しい人権侵害および虐待。または、戦争犯罪もしくはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、もしくは集団虐殺。 多くの場合、そうした地域の特徴は、政情不安や政治的抑圧、制度上の問題点、不安定さ、公共インフラの崩壊、広範にわたる暴力、国内または国際法違反、などである。 （OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High Risk Areas（OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス、第3版、2016年）から改変）
支配	「事業体」による「支配」とは、以下の事項を言う。 1. 支配下にある事業もしくは「施設」について、直接もしくは間接に過半数を所有する、またはその議決権（もしくはこれに相当するもの）の50%以上を（単独で、もしくは他の主体との契約によって）「支配」すること。または、 2. 取締役または経営者（または「支配」下にある事業もしくは「施設」でこれに相当する者）の少なくとも半数を罷免、任命、または指名する権利を直接または間接に（他の主体との契約による場合を含む）有すること。または、 3. 「支配」下にある事業または「施設」について、日々の経営管理（例えば、職場の基準の策定およびその適用の実施）を執行していること。または、 4. 関連する司法管轄区域において、上記(1)、(2)に記載されたものと類似した「支配」に関する法的に認められたあらゆる概念。 上記では企業という文脈で「支配」を定義しているが、他の組織形態、例えばフランチャイズ加盟者、ライセンス被許諾者、および該当する場合には個人または家族による「支配」についても、類推によって適用される。
不正行為	委任された権利を個人的利益のために乱用すること。不正行為は、失われた金額および発生した分野に応じて、大規模不正行為、小規模不正行為、政治的不正行為という分類がある。 （Transparency International Anti-Corruption Glossary（トランスペアレンシーインターナショナル腐敗防止用語集）から改変）

CO ₂ 換算 (CO ₂ -eq)	GHG 排出は、物理的単位（例えばトン）または CO ₂ 換算（CO ₂ 換算トン）のいずれかで表示することができる。物理的単位から CO ₂ 換算への換算係数は、対応する GHG の地球温暖化係数（最新版の IPCC 報告書による）である。（ UNFCCC から改変 ）
直接 GHG 排出	「事業体」によって所有または支配される排出源からの排出。（ The Greenhouse Gas Protocol （温室効果ガスパロトコル）から改変） 「間接 GHG 排出」参照。
水への放出	以下に示すいずれかの状況を通じて、地下水、表流水、下水に放出された廃水であって、河川、海洋、湖、湿地、処理施設、および地下水脈につながるもの。 - 定められた放出地点（点源放出） - 分散した、または不明確な状況での地上への放出（非点源放出） - 組織からトラックによって搬出された汚水。 集められた雨水および生活排水は、水の放出とはみなされない。 （ Global Reporting Initiative - GFI G4 Implementation Manual （グローバルレポーティングイニシアチブ - GFI G4実施マニュアル）、2013年、p253 から改変）
差別	何らかの特性、例えば人種、民族、カースト、出身国、障害、性別、性的指向、組合加入、政治的所属、婚姻状況、妊娠状況、容貌、HIV感染状況、年齢、またはその他の禁止された基準を理由として、異なる取り扱いを受けることにより、機会および処遇の平等が損なわれる場合。（ ILO/IFC Better Work - Guidance Sheet - Discrimination （ILO/IFCベターワーク - ガイダンスシート - 差別）から改変）
ドロス	「アルミニウム再溶解／精製」および「鋳造工場」の溶解炉で発生する溶融アルミニウムの表面上で「アルミニウム」、「アルミニウム」酸化物およびガスが完全に混和された層。スキミングとも呼ばれ、金属を鋳造する前に取り除かなければならない。液体金属の容器（例えば、溶解炉または搬送用取鍋または搬送用樋）の底および壁からも回収される。（ Aluminium Recycling in Europe （欧州におけるアルミニウムリサイクル）、European Aluminium（欧州アルミニウム協会）から改変）
デューデリジェンス	企業がリスクを特定し評価する、また、特定されたリスクに対応する戦略を策定し実施するための、継続して行われる積極的および受動的プロセス。（ OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High Risk Areas （OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス・ガイダンス）から改変） 「人権デューデリジェンス」参照。
大気への排出	国際条約または国内法もしくは規則によって規制されている大気への排出（「事業体」の事業に対する環境許可証に記載されているものを含む）。（ Global Reporting Initiative - GFI G4 Implementation Manual （グローバルレポーティングイニシアチブ - GFI G4実施マニュアル）、2013年、p252から改変）
事業体	「ASIメンバー」が所有する、またはその「支配」下にある企業、またはそれに類似するもの。「事業体」は、「ASIメンバー」の一部または

	全部を構成する可能性がある。「パフォーマンス基準」の適用に関して、「事業体」は、「ASI認証」を取得し、またはその取得に努める。さらに、「事業体」は、定められた「認証範囲」において「パフォーマンス基準」を実施する責任がある。
強要	権力のある地位または知識を保有することを直接的または間接的に利用して、威圧的な脅迫の結果として不当な協力または補償を要求する行為。（Transparency International Anti-Corruption Glossary（トランスぺアレンシーインターナショナル腐敗防止用語集）から改変）
施設	施設とは、以下に示す要件を満たす現場または事業所である。 「メンバー」の管理下にある。 「ASI 認証」の目的において、文書化された「認証範囲」に含まれている。
ファシリテーションペイメント	少額の支払い。『円滑化』、『迅速化』、または『潤滑油』の支払いとも言う。支払者が法的またはその他の権利を持つ定常的または必要な活動の実施を確実にする、または促進するために行われる。（Transparency International Anti-Corruption Glossary（トランスぺアレンシーインターナショナル腐敗防止用語集）から改変）
強制労働	ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつ、当該人物が自ら任意に申し出たものではない一切の労務。負債の返済の手段として要求されるあらゆる労務を含む。（ILO/IFC Better Work - Guidance Sheet - Forced Labour（ILO/IFCベターワーク - ガイダンスシート - 強制労働）から改変）
自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）	先住民の歴史および現在の実情の多様性、さらには、その制度および意思決定の慣行の広範性を考慮すると、あらゆる場合に通用するような FPIC の定式化は不可能である。先住民の権利を扱う国連機関が検討を重ねて、FPIC に関する要求事項としての包括的な原理を 4 つの構成要素で以下のように具体化している。 『自由意思による』とは、強要、脅迫、または不正操作を現実に行わず、またはそのように感じられることなく同意を求めること、および、先住民が協議の形式を選定できることを意味する。また、この自由というのは、FPIC を得るための協議に参加するということだが、先住民の果たすべき義務ではなく、自己決定権であることを反映している。 『事前の』とは、先住民の権利の享受に影響を及ぼす恐れのある、あらゆる決定または活動の前に十分な余裕を持って同意を求めること、および先住民が自分たちのプロセスに従って、かつ自分たちの自由意志によって選んだ代表者および機関を通じて、決断するのに必要な時間を取れるようにすることを意味する。 『十分な情報に基づく』とは、プロジェクトの潜在的なリスクおよび便益について、先住民が有意義な評価をするのに必要な全ての情報を完全に開示することを意味する（プロジェクトの位置、期間、範囲、影響、便益、またはパートナーシップモデルを含む）。この情報は、関係する先住民が理解可能な形式で、彼らによって同意されたプロセスを通じて提供されなければならない。これには、影響評価への参加または先住民による実施、独自に技術的および法的助言を得るための資金提供、便益に関する交渉を含む。

	『合意』とは、自由意思による、十分な情報に基づく原住民の自主的な決定について、その結果に関わらず、全ての関係者が尊重することを意味する。この決定は、関係する原住民との、誠実な、権利に基づく協議および協力の結果でなければならない。また、この決定は、彼らが自ら選択した手続および所要時間に従って、自己決定、包括性、合意、調和および世代間の福祉を基礎とした先住権を前提として、彼らに受け入れられるべきである。 (Mining, the Aluminium Industry and Indigenous Peoples (採掘、アルミニウム産業および先住民)、2015年 - ASI先住民アドバイザリーフォーラムで策定したものから改変)。
結社の自由	全ての労働者は、事前の許可を受けることなしに、自ら選択する団体を設立し、およびその団体の規約に従うことのみを条件としてこれに加入する権利をいかなる差別もなしに有する。(ILO Better Work - Guidance Sheet - Freedom of Association (ILOベターワーク - ガイダンスシート - 結社の自由) から改変)
温室効果ガス (GHG)	赤外線放射を吸収することができ、大気中の熱を捕捉して保持する大気中の気体化合物。大気中の熱が増大することにより、温室効果ガスは、温室効果の原因となり、最終的には地球温暖化につながる。UNFCCC は、6 種類の GHG を対象としている。すなわち、二酸化炭素 (CO ₂)、メタン (CH ₄)、亜酸化窒素 (N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、および六フッ化硫黄 (SF ₆) である。(UNFCCC から改変)
有害廃棄物	発生した時点で国内法令によって有害廃棄物と規定されている廃棄物、およびバーゼル条約の規定によって有害とみなされた処理済み廃棄物。(Global Reporting Initiative - GFI G4 Implementation Manual (グローバルレポーティングイニシアチブ - GFI G4実施マニュアル)、2013年、p123から改変) 「非有害廃棄物」参照。
人権	国際的に認められた基準に基づいて、全ての人が「差別」なしに持っていると考えられる普遍的な権利および自由。少なくとも、国際人権章典、労働における基本的原則および権利に関するILO宣言、および「適用法令」で規定された権利を含む。(UN Office of the High Commissioner on Human Rights (国連人権高等弁務官事務所) から改変)
人権デューデリジェンス	理性的かつ良識的な企業が、その環境(事業分野、事業環境、規模および類似分野)を考慮して、人権を尊重する責任を果たすために実施する継続的なマネジメントプロセス。(The Corporate Responsibility to Respect Human Rights: An Interpretive Guide (人権尊重についての企業の責任-解釈の手引き-) (国連、2012年)) 「デューデリジェンス」参照。
人身取引	搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫もしくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の乱用もしくはぜい弱な立場に乗ずることまたは他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭もしくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、または収受すること。「人身取引」は、「強制労働」につながる可能性がある。「人身取引」は『現代の奴隷制度』とも言わ

	れている。 (UN Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons (国連人身取引議定書)、2000年から改変)
IFC	国際金融公社。 IFCは、世界銀行グループのメンバーであり、発展途上国の民間企業に重点を置いた世界最大の開発組織である。 (International Finance Corporation (国際金融公社) から改変)
ILO 条約	ILO条約第29号 - 強制労働 (1930年) ILO条約第87号 - 結社の自由および団結権保護 (1948年) ILO条約第95号 - 賃金保護 (1949年) ILO条約第98号 - 団結権および団体交渉権 (1949年) ILO条約第100号 - 同一報酬 (1951年) ILO条約第105号 - 強制労働廃止 (1957年) ILO条約第111号 - 差別待遇 (雇用および職業) (1958年) ILO条約第138号 - 最低年齢 (1973年) ILO条約第182号 - 最悪の形態の児童労働 (1999年) 上に示した条約のうち下から8つの条約はILO『中核条約』とも呼ばれており、これらの問題 (「強制労働」、「児童労働」、「結社の自由」および「差別禁止」) は、労働における基本的原則および権利に関するILO宣言 (1998年) でも扱われている。 ILO条約第155号 (1981年) および条約第187号 (2006年) - 危険源の特定、教育訓練、衣服と個人用保護具の提供に関する基準および推奨事項を規定している。 ILO条約第176号 (1995年) - 鉱山における安全衛生を扱う。 第3部では、化学物質の取り扱い、緊急事態対応、従業員が地元当局に事故を報告する権利などの問題について、一般的な推奨事項を提示している。 第8条では、それぞれの鉱山に適した緊急事態対応計画を要求している (ILO 勧告第183号では、この計画の内容についてより詳細に規定している)。 「国際労働機関 (ILO)」参照。
影響評価	重要な決定が行われて確約されるのに先立って、開発提案の生物物理学的、社会的、その他の関連する影響を特定、予測、評価、および低減するプロセス。 (International Association of Impact Assessment (国際影響評価学会)) 同学会は、「流出および漏洩」などの重要な事故のリスク評価もよく実施している。
先住民	先住民の多様性を考慮して、「先住民」の公式な定義は、いずれの国連機関でも採用されていない。そのかわりに国連諸機関では、以下の事項に基づいてこの用語の現代的な理解を策定した。 - 先住民としての個人レベルでの自己認識、および先住民のメンバーとしてのコミュニティによる受容。 - 植民地以前または入植者以前の社会との歴史的連続性 - 地域および周囲の天然資源との強いつながり - 独特な社会的、経済的、または政治的システム - 独特な言語、文化、および信仰 - 社会における非優勢集団の出身 - 独特な集団およびコミュニティとして、祖先の環境およびシステムを維持および再生する決意。 (UN Permanent Forum on Indigenous Issues (国連先住民問題に関する常設フォーラム) から改変)

間接 GHG 排出	「事業体」の活動の結果としての排出であるが、他の事業体が所有または支配する発生源からの排出。 (The Greenhouse Gas Protocol (温室効果ガスプロトコル) から改変) 「直接 GHG 排出」参照。
国際労働機関 (ILO)	三者構成による国連機関。1919 年に設立され、187 の加盟国から政府、使用者、労働者の代表が集まって、労働基準の設定、政策の策定、全ての男女のための適正な労働を推進するためのプログラムの立案を行っている。 (International Labour Organisation (国際労働機関) から改変) 「ILO 条約」参照。
産業ユーザー	以下に示す組織が利用できる ASI メンバーシップクラス。(1)航空宇宙、自動車、建設、耐久消費財、工業、IT、およびこれらに類似する分野でアルミニウムを含有する消費者向け/民生用製品を製造する組織 (2)飲料、食品、薬品、およびこれらに類似する分野でその製品の包装にアルミニウムを使用する組織
ISEAL	ISEAL は、代表的な世界規模の持続可能性基準活動である。 (ISEAL Alliance (ISEAL アライアンス))
労働組合	労働者の利益を促進し保護する職務上の目的で組織された、労働者の任意団体。職種別組合、または労働者組織とも呼ばれる。 (SA8000:2014 から改変)
ライフサイクルアセスメント (LCA)	「LCA」とは、ライフサイクルの全体を通しての、材料およびエネルギーのインプットおよびアウトプット、ならびに製品またはサービスシステムの機能に直接起因する関連した環境影響のまとめおよび評価 (ISO 14040 : 2006) 。
ライフサイクルインベントリ (LCI)	製造の各段階に関連する、エネルギーおよび原材料のインプットならびに大気、地上および水への環境放出を定量化するためのデータのインベントリ (ISO 14040 : 2006) 。
液体金属	熔融した形態の「アルミニウム」。
マネジメント代表者	基準の要求事項への適合を確保するために、会社によって任命されたトップマネジメントのメンバー。 (Social Accountability International, SA8000: 2008, p5 (ソーシャルアカウンタビリティインターナショナル) から改変)
マネジメントシステム	作業が正確に矛盾なく効率的に実施されて求められた結果を達成すること、およびパフォーマンスの継続的改善を促進することを確保するための組織的枠組みについて、全体として保証するマネジメントプロセスおよび文書化。 (Responsible Jewellery Council Code of Practices 2013 (責任ある宝飾協議会実施規範、2013 年) から改変)
材料加工	「鑄造製品」またはアルミニウム半製品をさらに加工して (例えば、切削、スタンピング、曲げ、接合、鍛造、製品鑄造、包装材製造など)、最終組み立てまたは充填、および最終顧客への販売のために使用または販売される、製品または部品とすること。
移住労働者	国籍を有しない国で、有給の活動に従事する予定であるか、またはこれに従事している者。 (UN Convention on the Rights of Migrants (国連移住労働者の権利に関する条約) から改変)

鉱山リハビリテーション	影響を受けた土地を安定した生産可能な状態に復帰させること。 (International Council on Mining and Metals (鉱業および金属に関する国際評議会))
非有害廃棄物	有害廃棄物とみなされない、他のあらゆる形態の固体または液体の廃棄物（廃水を除く）。 (Global Reporting Initiative - GFI G4 Implementation Manual (グローバルレポーティングイニシアチブ- GFI G4実施マニュアル) 、2013年、p123から改変) 「有害廃棄物」参照。
労働安全衛生 (OH&S)	労働または雇用に従事する人々の安全、衛生、福祉の保護に関すること。 (Safe at Work (職場の安全))
時間外	所定労働時間に加算される労働時間で、任意によるもの。 (Responsible Jewellery Council Code of Practices 2013 (責任ある宝飾協議会実施規範) から改変)
方針	原則および目的の表明。 (Responsible Jewellery Council Code of Practices 2013 (責任ある宝飾協議会実施規範) から改変)
製造および加工	以下に示す活動のうち1つ以上を行う組織が利用できる ASI メンバーシップクラス。「ボーキサイト採掘」、「アルミナ精製」、「アルミニウム製錬」、「アルミニウム再溶解/精製」、「半製品」、または「材料加工」。
報酬	使用者が労働者に支払う金額。賃金または給料、およびその他の現金または現物によるあらゆる便益を含む。 (ILO/IFC Better Work - Guidance Sheet - Compensation (ILO/IFCベターワーク - ガイダンスシート - 報酬) から改変)
再定住行動計画	影響を受ける人数にかかわらず、失われる土地その他の資産を完全に代替する費用の補償を含む、少なくとも「IFC」パフォーマンス基準5で適用される要求事項に適合するために策定された計画。この「計画」は、移転による悪影響を軽減し、開発の機会を特定し、再定住の予算およびスケジュールを策定し、ならびに影響を受ける全てのカテゴリーの人々に対する権利付与を確立するために作成される。貧困層および弱者のニーズに特に注意する。 (IFC Performance Standard 5 - Land Acquisition and Involuntary Resettlement (IFC パフォーマンス基準5- 用地取得および非自発的住民移転) (2012 年))
ソルトスラグ	「アルミニウム」スクラップをフラックス塩と共に再溶解した後に発生する残留物。フラックス特性が失われる量の金属性および非金属性粒子が内部に取り込まれた塩で構成される。「ソルトケーキ」とも言う。 (Aluminium Recycling in Europe , (欧州におけるアルミニウムリサイクル) 、European Aluminium (欧州アルミニウム協会) から改変)
スコープ 1	全ての直接 GHG 排出。 (The Greenhouse Gas Protocol (温室効果ガスプロトコル))
スコープ 2	購入した電気、熱または蒸気の消費による間接 GHG 排出。 (The Greenhouse Gas Protocol (温室効果ガスプロトコル))
スコープ 3	その他の間接排出。例えば、購入した素材および燃料の抽出および製造、「事業体」が所有または管理していない車両による輸送関連活動、スコープ 2 の対象外となる電気関連活動 (例えば送配)

	電損失)、外注された活動、廃棄物処理など。 (The Greenhouse Gas Protocol (温室効果ガスプロトコル))
半製品	後の「材料加工」またはさらに下流の加工および最終製品の製造に向けた中間加工段階としての「鑄造製品」の圧延または押し出し。 半製品の例としては、薄板、箔、缶材、押し出しロッド、バー、型材、パイプ、チューブ、およびその他の圧延製品 (例えば、荒引線、ワイヤー、粉末、ペースト) 。
使用済みポットライニング (SPL)	ポットの改修によって発生する「アルミニウム製錬」プロセスの副産物。「SPL」は、フッ化物、シアン化物、および活性金属成分を含むので「有害廃棄物」とみなされる。 使用済みポットライナーまたは使用済みセルライナーとも呼ばれる。 (Aluminium Stewardship Initiative (アルミニウム管理イニシアチブ) から改変) 「未処理SPL」参照。
流出および漏洩	人間の健康、土地、植物、水域、および地下水に影響を及ぼす有害物質の偶然による放出。 (Global Reporting Initiative - GRI G4 Implementation Manual (グローバルレポーティングイニシアチブ- GFI G4実施マニュアル) 、2013年、p252から改変) 。
基準	この文書では、ASIパフォーマンス基準を言う。
持続可能性報告書	企業または組織の日常活動によって発生する経済、環境、および社会への影響について企業または組織が発行する報告書。 (Global Reporting Initiative (グローバルレポーティングイニシアチブ) から改変)
未処理使用済みポットライニング (未処理 SPL)	活性を変化させて有害な特性を除去するための処理を完全にまたは部分的に実施していない「SPL」。(アルミニウム管理イニシアチブ)
訪問者	「事業体」の「施設」、事業場または「事業体」の「支配」下にある場所を訪問している人であって、その「施設」、事業場、場所の「労働者」ではない人。(アルミニウム管理イニシアチブ)
廃棄物	「有害廃棄物」および「非有害廃棄物」
廃棄物ミティゲーションヒエラルキー	「廃棄物ミティゲーションヒエラルキー」は、「廃棄物」の発生、保管、取り扱い、処理、輸送および処分に関連する影響から人間の健康および環境を保護する、最も好ましいものから最も好ましくないものまで、一連のプロセスの選択肢と要約することができる。 このヒエラルキーは、原材料およびプロセス操作の便益を最大化し、「廃棄物」の発生を最小化することを目指すものである。以下に示すように、再利用、リサイクルおよび回収のコンセプトを含んでいる (好ましい選択肢から好ましくない選択肢という順で並んでいる) 。 1. 回避。家庭、産業、および全てのレベルの政府によって生み出される廃棄物について、抑制または減量するための行動を含む。 2. 資源回収。再利用、リサイクル、再処理、およびエネルギー回収を含む。回収した資源の最も効率的な利用に合致する。 3. 処分。全ての処分という選択が、環境に最も責任ある方法で行われるようにするマネジメントを含む。 (Environmental Protection Authority NSW および European Union Waste Framework Directive (NSW 環境保護局および EU 廃棄物枠組み指令))

水流域	全ての水流および降雨が共通の出口に向かって流れる陸上の地域。共通の出口とは、貯水池、湾口、または河川流路に沿ったいずれかの地点への流出である。水流域という言葉は、集水域、流域と同じように使われることがある。（ United States Geological Survey (USGS) （米国地質調査所）から改変）
労働時間	雇用されている人を使用者が自由に使える時間。（ ILO/IFC Better Work - Guidance Sheet - Working Time （ILO/IFCベターワーク - ガイダンスシート - 労働時間）から改変） 「時間外」参照。
世界遺産	1972 年のユネスコ 文化遺産条約 に規定された場所。ASI の個別基準は、鉱業および金属に関する国際評議会（ICMM）の 2003 年鉱業および保護地域に関するポジションステートメントと整合している。 （ International Council on Mining and Metals 2003 （鉱業および金属に関する国際評議会、2003 年））
労働者	従業員（明示か黙示かを問わず、また、口頭によるか書面によるかを問わず、または「適用法令」で定められた、労働契約または雇用もしくはは徒弟契約を締結した個人、またはその契約の下で働く個人）、および請負業者（労務供給契約に従って労働を行い、またはサービスを提供する個人、企業、またはその他の法的実体）。誤解を避けるために言えば、「労働者」には「移住労働者」を含む。（ Responsible Jewellery Council Code of Practices 2013 （責任ある宝飾協議会実施規範）から改変）



Aluminium Stewardship Initiative Ltd

(ACN 606 661 125)

www.aluminium-stewardship.org
info@aluminium-stewardship.org